

## 昭和二十四年法律第二百八十七号

海上運送法

### 目次

第一款 総則（第一条・第二条）	第二章 船舶運航事業
第二款 船舶運航事業	第一節 旅客定期航路事業
第三款 対外旅客定期航路事業（第十九条の六）	第二節 一般旅客定期航路事業（第三条）
第四款 不定期航路事業（第七一第十九条の十七）	第三節 第十九条の五
第五款 貨物定期航路事業（第二十条・第二十一条）	第四節 特定旅客定期航路事業（第十九条の六）
第六款 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）	第五節 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）
第七款 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）	第六節 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）
第八款 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）	第七節 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）
第九款 雜則（第四十条・第四十一条）	第八節 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）
第十款 償則（第四十六条・第五十七条）	第九節 貨物定期航路事業（第二十一条・第二十二条）

### 第一章 総則

#### （この法律の目的）

この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送事業の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

#### （定義）

この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

この法律において「船運航事業」とは、海上において船舶により又は物の運送をする事

業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）に規定する港湾運送事

業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾運

送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以

外のものをいい、これを定期航路事業と不定期

航路事業とに分ける。

この法律において「定期航路事業」とは、一

定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従

つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業を

いい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路

事業とに分ける。

この法律において「旅客定期航路事業」と

は、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船

舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする

定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路

事業と特定旅客定期航路事業と対外旅客定期航

路事業とに分ける。

この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業及び対外旅客定期

航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特

定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に

応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航

路事業をいい。

この法律において「貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以

外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期

航路事業をいう。

この法律において「貨物定期航路事業以外のもの」をいい、「対外旅客定期航路事業」とは、本

邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以

外の地域に航行する貨物定期航路事業をいい、これを貨物定期航路事業と貨物専用定期航

路事業とに分ける。

この法律において「貨客定期航路事業」とい

う、人の運送をする貨物定期航路事業をいい、

「貨物専用定期航路事業」とは、貨客定期航路事業以外の貨物定期航路事業をいう。

道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

### 第二章 船舶運航事業

#### 第一節 旅客定期航路事業

##### （一般旅客定期航路事業の許可）

第一款 一般旅客定期航路事業

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

は、その代表者の氏名

は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。





画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。（運送の引受け義務）

**第十二条** 一般旅客定期航路事業者は、指定区間ににおいては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。  
二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三 当該運送が第八条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。  
(不当な差別的取扱いの禁止)

**第十三条** 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(船舶運航計画に定める運航の確保)  
一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるとときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、船舶運航計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

**第十五条** 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(事業の休廃止の届出)  
**第十六条** 一般旅客定期航路事業者は、その事業を停止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところを届け出なければならない。

により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

**第十七条** 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。  
二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員法第七十条、第百七十二条の二から第百十八号の四まで若しくは第百八十八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。  
三 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。  
(事業の譲渡及び譲受の認可等)

**第十八条** 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者は前項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を經營する法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般旅客定期航路事業を承継した法人は、第三条第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

4 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、(指定区間に係る経過措置)一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の死後六十日以内に認可の申請をした場合において

は、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、被相続人に對してした一般旅客定期航路事業の許可は、その相続人に対するもののみなす。

**第十九条** 第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

2 第四項及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可に付した条件に違反したときは、当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

3 第四項の認可について準用する。(サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令)

**第十九条** 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

1 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされている第十二条の二第二項の規定による当該区間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十六条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされると認めるとときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保険契約締結の命令)

**第十九条の二** 国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に對し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全に關わる情報の公表)

**第十九条の三** 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に關わる情報整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全に關わる情報の公表)

**第十九条の四** 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定める輸送の安全に關わる情報を公表しなければならない。

2 (対外旅客定期航路事業の登録)

**第十九条の七** 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（第五号、次条第二項及び第十九条の九において「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を

提出しなければならない。

3 第二項の登録を受けようとする者（第五号、次条第二項及び第十九条の九において「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

4 当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日（次項において「指定日」という。）から二月間は、第七条第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可を受ける旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定期間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

3 二月間を経過したときは、その申請について認可を受ける旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

4 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定期間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

5 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定期間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

6 第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

7 第四項及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可に付した条件に違反したときは、当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。





(権利義務の承継による許可の失効)

#### 第二十一条の六 前条において準用する第十八条

第三項又は第六項の規定により、第一号許可を受けている者が当該第一号許可に係る航路について第二号許可に基づく権利義務を承継したとき、又は第二号許可を受けている者が当該第二号許可に係る航路について第一号許可に基づく権利義務を承継したときは、当該航路についての第二号許可是、その効力を失う。

(一般不定期航路事業)

#### 第二十二条 一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 第十条の二から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十五まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、一般不定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十九条の七第二項第二号中「終点」とあるのは「終点又は航行する水域」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十二第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、一般不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人々の運送をするもの)を除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

4 第十五条及び第十九条の十七の規定は、一般不定期航路事業(旅客船を就航させて、本邦の各港間ににおける人の運送をするものに限る。)について準用する。(この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第二十二条第四項」と読み替えるものとする。)

5 第十五条の規定は、一般不定期航路事業(本邦の各港間ににおける人の運送をするものに限る。)について準用する。(この場合において、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人々の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおける人の運送をするものについては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。)について準用する。

(貨物専用不定期航路事業)

#### 第二十三条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その

事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

#### 第二十四条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるとこにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(業種について準用する。)

#### 第四節 雜則

##### 第二十三条の二 何人も、みだりに一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業(第三十二条の三第二項から第四項まで及び第四十三条において「旅客運送船舶運航事業」という。)の用に供する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これら船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(許可等の条件)

2 この章に規定する許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という。)に不当な義務を課すこととなるべきものでなければならない。

(報告の徴収)

#### 第二十四条 国土交通大臣は、必要があると認め

ることとは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に關し報告を求めることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

(立入検査)

2 第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を

確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行ふ船舶運航事業

者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができるものである。

#### 第二十五条 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十七条の三第二項第一号(第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものの適正に実施するための基本的な方針を定めなければならない。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

#### 第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他の公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自發的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に對し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を行ったときは、国土交通省令により航海に從事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該命令により航海に從事する船舶である船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

4 第一項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる賠償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でこれをしなければならない。

5 第二十七条 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

(損失の補償)

2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運航事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得るべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

#### 第二十七条 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

4 前各項に定めるもののほか、損失の補償に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 前項の訴えにおいては、國の被告とする。

(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

#### 第二十八条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の二第一項の規定による届出をして行う第四号十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

(航海命令)

2 第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他の公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自發的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に對し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を行つたときは、国土交通省令により航海に從事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該命令により航海に從事する船舶である船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

4 第二十七条 前条の規定による命令で次条の規定による命令で次条の規定による命令による輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦の各港間の航路において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同經營に関する協定の締結

2 本邦の各港間の航路において貨物の利便を増進する適切な運航日程又は運航時刻を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同經營に關する協定の締結

3 本邦の各港間の航路において貨物の運送の利便の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同經營に關する協定の締結

4 第二十七条 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

(貨物定期航路事業者)

は貨物定期航路事業を営む者(次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」といいう。)が行う共同經營に關する協定の締結

四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定若しくは契約の締結又は共同行為（協定の認可等）

**第二十九条** 一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前条第一号から第三号までの協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 利用者の利益を不当に害さないこと。
- 二 不当に差別的でないこと。
- 三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
- 四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

国土交通大臣は、第一項の認可に係る協定の内容が前項各号に適合するものでなくなったと認めるときは、その一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

**第二十九条の二** 船舶運航事業者は、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

国土交通大臣は、前項の規定による届出に係る行為の内容が前条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、その船舶運航事業者に對し、その行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその行為を禁止しなければならない。

（公正取引委員会との関係）

**第二十九条の三** 国土交通大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 國土交通大臣は、第二十九条第三項の規定による处分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、同条第三項の規定による処分をすることができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしてはならない。

**第二十九条の四** 国土交通大臣は、第二十九条の二第一項の規定による届出を受理し、又は同条第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、国土交通大臣に対し、第二十九条の二第二項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。（禁止行為）

**第三十条** 船舶運航事業者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- 一 荷物の量の多寡によつて荷主と締結する契約につき不公正又は不当に差別的な取扱いをし、又は荷物の積付けの場所その他の施設、通常の条件における荷物の積込み若しくは陸揚げ若しくは損害賠償の請求の調整及び解決について荷主に対しても不公正又は不当に差別的な取扱いをすること。
- 二 特定の人、地域又は運送の方法に對して、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の數量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十条（第十九条の六第二項及び第二十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

4 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の条件が不当に差別的であり、又は当該航路における船腹の供給が需要に対し過剰となることその他の正当かつ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨客の運送に関する結合協定又は申合せに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に對して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不适当的運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申合せに参加すること。

六 運賃延戻し（荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送を専ら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせなかつたことは、国土交通大臣に対し、第二十九条の二第二項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

**第三十一条** 荷主は、定期航路事業を営む者（以下この条及び次条において「定期航路事業者」という。）と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十条の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。（運送秩序に関する勧告）

**第三十二条** 国土交通大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の船舶運航事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に對して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができるとする。

**第三十二条の二** 一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業による旅客の運送に係る取引に關して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

**第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証**

**第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等**

**第三十二条の三** 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者として実務の経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に對し、当該各号に定める資格者証を交付する。

（安全統括管理者資格者証の交付）

1 総合安全統括管理者試験は、旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

2 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合）

5 國土交通大臣は、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、総合安全統括管理者資格者証（安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合）

6 國土交通大臣は、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、総合安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

7 地方船舶安全統括管理者資格者証（以下「地方船舶安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

（民法の特例）

8 國土交通大臣は、第二十九条第三項の規定において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

9 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の条件が不当に差別的であり、又は当該航路における船腹の供給が需要に対し過剰となることその他の正当かつ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨客の運送に関する結合協定又は申合せに参加すること。

(安全統括管理者資格者証の有効期間)

### 第三十二条の五 安全統括管理者資格者証の有効期間

期間は、二年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新の申請があった場合には、その者が安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習(以下「安全統括管理者講習」という)であつて第三十二条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録安全統括管理者講習機関」という)が実施するものを修了したと認めるときでなければ、安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

(安全統括管理者資格者証の返納)

**第三十二条の六** 国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができる。

### 第三十二条の七 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一 総合運航管理者試験 総合運航管理者資格者証  
二 大型船舶運航管理者試験 大型船舶運航管理者資格者証  
三 小型船舶運航管理者試験 小型船舶運航管理者資格者証  
四 小型船舶運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。  
5 小型船舶運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。土交通大臣が行う。

4 小型船舶運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(運航管理者資格者証の交付を行わない場合)

### 第三十二条の八 国土交通大臣は、前項第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、総合運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証(以下「運航管理者資格者証」という)の交付を行わない。

1 第三十二条の四第一号又は第三号に掲げる者

2 第三十二条の十の規定により運航管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

(運航管理者資格者証の有効期間)

**第三十二条の九 運航管理者資格者証の有効期間**

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請によ

り更新することができる。

(運航管理者資格者証の返納)

**第三十二条の十** 国土交通大臣は、前項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合は、その者が運航管理者としての職務を行

うとするときは、指定の申請が次の各号に掲げ

る基準のいずれにも適合するかどうかを審査し

て、これをしなければならない。

1 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正化

2 前号の計画の適正かつ確実な実施に必要なこと。

3 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 前号に掲げるもののほか、試験事務が公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

5 法人にあつては、その役員のうちにこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。

(国土交通省令への委任)

**第三十二条の十一 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付**

1 この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。

2 第二節 指定試験機関

(指定試験機関の指定)

の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という)を行わせることができる。

1 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という)は、試験事務を行おうとする

者の申請により行う。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という)は、試験事務を行わせる

者は、試験事務を行わないとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による更新を行うときは、その旨を官報で公示しなければならぬ。

4 大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証(以下「運航管理者資格者証」という)の交付を行わない。

5 第三十二条の十二の規定による指定試験機関は、試験員を選任したときは、

その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

6 指定試験機関は、試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは試験事務の実施に関する規程(次条及び第三十二条の二十三第一項第五号において「試験事務規程」という)に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は、指定試験機関に対し、試験員の解任を命ずることができる。

7 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、試験員となることができない。

8 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

9 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

10 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

11 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

12 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

13 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

14 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

15 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

16 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4 指定試験機関は、試験事務を行わないとする

ときは、試験事務を行わないとする。

5 第三十二条の十五 指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

6 第三十二条の十二第二項及び第三十二条の十三の規定は、前項の指定の更新について準用する。

7 第三十二条の十六 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、安全統括管理者又は運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

8 第三十二条の十二第二項及び第三十二条の十三の規定は、前項の指定の更新について準用する。

9 第三十二条の十七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

10 第三十二条の十八 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

11 第三十二条の十九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

12 第三十二条の二十 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

13 第三十二条の二十一 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

14 第三十二条の二十二 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

15 第三十二条の二十三 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

16 第三十二条の二十四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

17 第三十二条の二十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

18 第三十二条の二十六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

19 第三十二条の二十七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

20 第三十二条の二十八 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

21 第三十二条の二十九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

22 第三十二条の三十 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

23 第三十二条の三十一 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

24 第三十二条の三十二 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

25 第三十二条の三十三 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

26 第三十二条の三十四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

27 第三十二条の三十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

28 第三十二条の三十六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

29 第三十二条の三十七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

30 第三十二条の三十八 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
（事業計画及び収支予算の認可等）
<b>第三十二条の十八</b> 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。
2 指定試験機関は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、その変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。（帳簿の備付け等）

<b>第三十二条の十九</b> 指定試験機関は、試験事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（秘密保持義務等）
---

<b>第三十二条の二十</b> 試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
---

2 前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（監督命令）
---

<b>第三十二条の二十一</b> 国土交通大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する必要な命令をすることができる。
--

2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
--

（試験事務の休廃止）
------------

<b>第三十二条の二十二</b> 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
--

2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
--

（試験事務の実施）
-----------

<b>第三十二条の二十三</b> 指定試験機関は、試験事務の実施するところにより試験事務の全部又は一部を停止したとき。
---

2 前項第一項の規定により指定試験機関に対して試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
--

（国土交通大臣による試験事務の実施）
--------------------

<b>第三十二条の二十四</b> 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を自ら行うものとする。
--

2 前項に規定する講習事務に係る業務の全部又は一部を停止したとき。
-----------------------------------

（国土交通大臣による講習事務の実施）
--------------------

<b>第三十二条の二十五</b> 指定試験機関が行う試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。
---

2 指定試験機関が第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部を停止したとき。
--

（試験事務の停止）
-----------

<b>第三十二条の二十六</b> 安全統括管理者講習を行なう者には、申請により、国土交通大臣の登録を受けられる。
--

（登録の要件等）
----------

<b>第三十二条の二十七</b> 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る安全統括管理者講習者が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行わるものであるときは、その登録をしなければならない。
--

2 その登録をしなければならない。この場合において、登録に関しても必要な手續は、国土交通省令で公示しなければならない。
---

（登録の要件）
---------

<b>第三十二条の二十八</b> 登録安全統括管理者講習機関は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
--

2 前項に規定する登録の更新に付隨する事務の実施に係る要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
---

（登録の更新）
---------

<b>第三十二条の二十九</b> 第三十二条の二十六の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
--

2 第三十二条の二十六及び第三十二条の二十七の規定は、前項の登録の更新について準用する。
--

（講習事務の実施）
-----------

<b>第三十二条の三十</b> 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
--

2 講習事務規程には、安全統括管理者講習の実施方針、安全統括管理者講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。
---

(帳簿の備付け等)

**第三十二条の三十二** 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第三十二条の三十三** 登録安全統括管理者講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十七条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 安全統括管理者講習を受講しようとする者その他利害関係人は、登録安全統括管理者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全統括管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は當該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

**第三十二条の三十四** 国土交通大臣は、安全統括管理者講習が第三十二条の二十七第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第三十二条の三十五** 國土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が第三十二条の三十の規定に違反していると認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、同条の規定による

(講習事務の休廃止)

安全統括管理者講習を行うべきこと又は講習事務の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

國土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が次の各号のいずれかに該

当するときは、第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は講習事務

の全部若しくは一部の停止を命ずることがで

きる。

一 第三十二条の二十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十二条の二十八、第三十二条の三十

一、第三十二条の三十一、第三十二条の三十

三 第三十二条の三十二、第三十二条の三十

一、第三十二条の三十三、第三十二条の三十

二、第三十二条の三十四、第三十二条の三十

三 第二項又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十二条の三十五、第三十二条の三十

二項各号の請求を拒んだとき。

五 不正の手段により第三十二条の二十六の登

録を受けたとき。

(国土交通大臣による講習事務の実施等)

二 前号の書面の謄本又は謄写の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され

ているときは、当該電磁的記録に記録された

事項を国土交通省令で定める方法により表示

したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であつて国土交通省

令で定めるものにより提供することの請求又

は當該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

**第三十二条の三十五** 國土交通大臣は、次の各号

のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録安全統括管理者講習機関がいないと

二 第三十二条の三十六の規定による講習事務

に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止

の届出があつたとき。

三 前条の規定により第三十二条の二十六の登

録を取り消し、又は登録安全統括管理者講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若し

くは一部の停止を命じたとき。

四 登録安全統括管理者講習機関が天災その他

の事由により講習事務に関する業務の全部又

は一部を実施することが困難となつたとき。

2 國土交通大臣が前項の規定により講習事務に

関する業務の全部又は一部を自ら行う場合には、講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、國土交通省令で定める。

(公示)

國土交通大臣は、次に掲げ

る場合には、その旨を官報で公示しなければならぬ。

2 第三十二条の三十九

國土交通大臣は、次に掲げ

る場合には、その旨を官報で公示しなければならぬ。

2 第三十二条の四十

國土交通大臣は、次に掲げ

る場合には、その旨を官報で公示しなければならぬ。

2 第三十二条の四十一

國土交通大臣は、この章の

規定の施行に必要な限度において、次の各号に

掲げる者から当該各号に定める事務の状況につ

いて報告をさせ、又はその職員に、次の各号に

掲げる者の事務所に立ち入り、当該各号に定め

る事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件

を検査させ、若しくは関係者に質問させること

ができる。

一 指定試験機関

試験事務

二 登録安全統括管理者講習機関

安全統括管

理者講習の実施に関する事務

三 登録運航管理

運航管理者講習機関

の実施に関する事務

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用規定)

代理店業

第二十四条の規定は、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業に準用する。

(日本船舶・船員確保基本方針)

第三十四条 國土交通大臣は、安定的な海上輸送

(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに

に關連して実施される措置であつて、第三十八

条第七項に規定する準日本船舶の確保、これに

乗組む船員の育成及び確保その他の國土交通

省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び

船員の確保」という。)に関する施策の総合的

かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

(以下この章、次条第三項第一号及び第三十九

条第四項において「日本船舶・船員確保基本方

針」という。)を定めるものとする。

日本船舶・船員確保基本方針は、次に掲げる

事項について定めるものとする。

一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に

関する事項

二 日本船舶及び船員の確保のために政府が実

施すべき施策に関する基本的な方針

三 船舶運航事業者等（日本船舶及び船員の確

保を行おうとする船舶運航事業者その他の者

をいう。以下この章において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に

関する事項

二 日本船舶・船員確保基本方針は、船上に

乗組む船員の育成及び確保その他の

を考慮して定めるものとする。

4 國土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、日本船舶・船員確保基本方針を変更するものとする。

5	国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。
6	国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (日本船舶・船員確保計画)
第三十五条	船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、日本船舶及び船員の確保についての計画(以下「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。
2	日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
1	日本船舶及び船員の確保の目標
2	日本船舶及び船員の確保の内容
三	計画期間
四	日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法
五	前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
3	国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号(船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。
四	日本船舶・船員確保事業の許可又は同法第五十六条(船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け、又は同法第六十一条第一項の規定による変更の届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたるものであるとみなす。) (資金の確保等)

五	第三十七條の二に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者で、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上ものであること。
4	前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画を変更しようとするとときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
5	第三項の規定は、前項の認定について準用する。
6	船員職業安定法第二百五条(第二号及び第四号を除く。)の規定は、第三項の認定(第四項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を受けようとする者のうち、当該認定を受けることによつて次条の規定により同法第五十五条第一項の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたものとみなされることとなる者について準用する。 (船員職業安定法の特例)

第三十六条	船舶運航事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたときは、同条の規定による届出をした者は、当該届出をすることがあります。この限りでない。
2	前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る日本船舶が第四十四条の二に規定する国際船舶であるときは、同条の規定による届出を行うことを要しない。
3	前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る日本船舶が第四十四条の二に規定する国際船舶であるときは、同条の規定による届出を行ふことを要しない。
四	船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号(同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新をするものにあつては、同法第五十六条第五号を除く。)のいずれにも該当せざりかつ、当該事業の内容が同法第五十七条第一項各号に掲げること。

第三十七条	国土は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(以下「認定日本船舶・船員確保計画」という。)に従つて日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行ないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講じなければならぬものにあっては、同法第五十六条第一項の規定による命今が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該対外船舶運航事業者に該当するものに限る。)を締結しているものである。
2	当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に從事する船員の基準に適合すること。
第三十七条の二	認定事業者(第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして日本
第三十七条の五	国土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人海事教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (報告微収及び立入検査)

2

定めるものが、当該船舶を命令航海に確實かつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

対外船舶運航事業者及び本邦船主（当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、当該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一 当該本邦船主が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対する第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において、当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令して当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令して当該船舶に従事させる必要があるときに、当該本邦船主の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船舶運航事業者に対する第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において、当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令して当該船舶に従事させる必要があるときに、当該本邦船主の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

三 当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項であつて、国土交通省令で定めるものが、当該船舶を命令航海に確実かつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

四 当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者（第十二項第三号に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。）に該当しないものであること。

3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶のトン数の測度を受けなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る規定する国際総トン数をう。次条において同じ）、総トン数及び純トン数（同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。）をう。以下この条及び次条において同じ。）の測度を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通大臣又は登録検査機関（船員法第一百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。第九項及び第三十八条の三において同じ。）に係るものに限る。第九項において同じ。）に係る検査を受けなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が次の各号のいずれにも適合していること。

7 第二項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

8 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定によって認定証の書換えの申請（総トン数等の変更による認定証の書換えの申請）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならない。

9 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請（検査内容の変更による認定証の書換えの申請）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査に係るものに限る。）を受けなければならない。

10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

11 国土交通大臣は、前項の認定をしたときには、准日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに適合しなかつたときは、当該准日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

12 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該准日本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

13 前各項に定めるもののほか、第五項の認定及び認定証、第三項又は第八項の規定による測度並びに第四項又は第九項の規定による検査に係る必要な事項は、国土交通省令で定める措置を講じなかつたとき。

14 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに適合しなかつたときは、当該准日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに適合しなかつたとき。

15 第三十九条の二 認定対外船舶運航事業者等が前項第十項の規定による届出（同項第一号に掲げられる場合に係るものに限る。次条において同じ。）をした場合において、国土交通大臣が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。（船員法の特例）

16 第三十九条の三 認定対外船舶運航事業者等が第三十八条の三に規定する届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。

17 第五項の認定を受けた者（以下「認定対外船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る船舶を譲り受けたとき。

18 前号に掲げる場合のほか、准日本船舶について所有者の変更があつたとき。

19 準日本船舶を譲り受けたとき。

20 日本船舶を譲り受けたとき。

21 前号に掲げる場合のほか、准日本船舶について所有者の変更があつたとき。

22 準日本船舶を譲り受けたとき。

23 第三十九条の三に規定する届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。

土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶（同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。）に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶は、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規定による検査の結果、同条第三項第二号に掲げる要件に適合していると認められたものとみなす。

（勧告及び公表）

**第三十八条の四** 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十八条第二項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつときは、その旨を公表することができる。

（報告徵収及び立入検査）

**第三十八条の五** 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対する、第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**第五章の二 外航船舶の確保等**

（外航船舶確保等基本方針）

**第三十九条** 国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業者を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）

の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2 本邦对外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者は又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項。

3 次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項。

4 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項。

5 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。

6 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（外航船舶確保等計画）

**第三十九条の二** 対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

3 事項

二 外航船舶の確保等のための政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 本邦对外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者は又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項。

四 計画期間

五 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項。

（先進船舶導入等計画の認定の特例）

**第三十九条の三** 対外船舶貸渡業者等が、第三条第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。）を受けたときは、第三十三条において準用する第二十三条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

6 第四項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（船舶貸渡業に関する特例）

**第三十九条の四** 対外船舶貸渡業者等が、第三十九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（助言等）

**第三十九条の五** 国は、認定対外船舶貸渡業者等が第三十九条の二第四項の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定外航船舶確保等計画」という。）に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（外航船舶の譲渡等の届出）

**第三十九条の六** 認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあつてはその所有する外航船舶（認定外航船舶確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡するとき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなりたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならないものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。

**第三十九条の七** 国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定外航船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

**第三十九条の八** 国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定外航船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に關し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定外航船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定外航船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 先進船舶の導入等の促進

**(先進船舶導入等促進基本方針)**

**第三十九条の十** 国土交通大臣は、先進船舶(液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の研究開発、製造及び導入(以下「先進船舶の導入等」という。)を定めるものとする。

第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならないものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。

2 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。)を定めるものとする。

3 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**第三十九条の十五** 国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対し、認定先進船舶導入等計画に従つて行われる先進船舶の導入等(当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船に該当する場合にあつては、危険物等取扱責任者(船員法第百七十三条の三第一項に規定する危険物等取扱責任者をいい、液化天然ガス等燃料船に乗り組ませるものに限る。)の確保を含む。)の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

**第三十九条の十六** 国土交通大臣は、認定先進船舶導入等計画が第三十九条の十一第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定先進船舶導入等計画に従つて先進船舶の導入等を行つていな

2 先進船舶導入等の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

一 先進船舶の導入等の促進の意義及び目標に関する事項

三 船舶運航事業者等(先進船舶の導入等を行おうとする船舶運航事業者その他の者をい

う。以下の章において同じ。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する先進船舶導入等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、先進船舶の導入等の促進のために必要な事項

三 先進船舶導入等促進基本方針は、先進船舶の導入等の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、先進船舶導入等促進基本方針を変更するものとする。

5 国土交通大臣は、先進船舶導入等促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(先進船舶導入等計画)

第三十九条の十一 船舶運航事業者等は、国土交

通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、先進船舶の導入等についての計画(以下「先進船舶導入等計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 先進船舶導入等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先進船舶の導入等の目標

二 研究開発、製造又は導入を行おうとする先進船舶の概要その他の先進船舶の導入等の内

容(当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船(船員法第百七十三条の三第一項に規定する液化天然ガス等燃料船をいう。第三十九条の十五において同じ。)に該当する場合にあつては、その旨を含む。)

三 計画期間

四 先進船舶の導入等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(臨時船舶建造調整法の特例)

**第三十九条の十二** 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について前条第四項の認定(同

船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員をいう。第三十九条の十三第一項において同じ。)を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶の製造についての臨時船舶建造調整法第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を受けなければならないものに関する事項を記載することができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 先進船舶導入等促進基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を要するものについては、第二項第二号に掲げる先進船舶の導入等の内容として先進船舶の製造が記載されたものであつて、当該製造の内容が同法第三条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該製造を実施する者が同項第二号に掲げる基準に適合するものであること。

二 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

四 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可を要するものにつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の三十六第一項の許可を要するものについては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗船基準によらなくては航行の安全を確保することができると認められるものであること。

五 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下この章において「認定船舶運航事業者等」といいう。)は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

六 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(資金の確保)

第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第四項の認定を受けた先進船舶導入等計画(以下「認定先進船舶導入等計画」という。)に従つて先進船舶の導入等を行ふために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第三十九条の十五 国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対し、認定先進船舶導入等計画に従つて行われる先進船舶の導入等(当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船に該当する場合にあつては、危険物等取扱責任者(船員法第百七十三条の三第一項に規定する危険物等取扱責任者をいい、液化天然ガス等燃料船に乗り組ませるものに限る。)の確保を含む。)の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定の取消し)

第三十九条の十六 国土交通大臣は、認定先進船舶導入等計画が第三十九条の十一第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定先進船舶導入等計画に従つて先進船舶の導入等を行つていな

条第五項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶の製造についての臨時船舶建造調整法第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は承認を受けたものとみなす。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例)

第三十九条の十三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

一 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

二 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

四 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

と認めるときは、その認定を取り消すことがで  
きる。  
(関係者の協力)

**第三十九条の十七** 国土交通大臣及び船舶運航事業者等、船員その他の関係者は、先進船舶の導入等に關し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告)

**第三十九条の十八** 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等に対し、認定先進船舶導入等計画の実施状況について報告をさせることができる。

#### 第七章 特定船舶の導入の促進

(特定船舶導入促進基本方針)

**第三十九条の十九** 国土交通大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。)は、特定船舶(環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶(認定事業基盤強化事業者が製造するものに限る。)であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「特定船舶導入促進基本方針」という。)を定めるものとする。

2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項

二 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 船舶運航事業者等(特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。)が講すべき措置に関する基本的な事項

四 特定船舶に対する遠隔支援業務(船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務をいう。次条第三項第二号及び第三十九条の二十二において同じ。)に関する事項

五 次条第一項に規定する特定船舶導入計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

六 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第三十九条の二十六第四項第三号口に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、特定船舶の導入の促進のために必要な事項

3 國土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、特定船舶導入促進基本方針を変更するものとする。

4 國土交通大臣及び財務大臣は、特定船舶導入促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定船舶導入計画)

**第三十九条の二十** 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、國土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画(以下「特定船舶導入計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 特定船舶導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定船舶の導入の目標

二 導入を行おうとする特定船舶の概要その他

三 特定船舶の導入の内容

四 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

一 第三十九条の十一第一項第一号及び第五号に掲げる事項

二 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項

三 計画期間

四 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

一 第三十九条の十一第一項第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

二 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項

三 計画期間

四 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

一 第三十九条の十一第一項第一号及び第五号に掲げる事項

二 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項

(船舶安全法の特例)

**第三十九条の二十二** 船舶運航事業者等がその特定船舶導入計画(第三十九条の二十第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。)に係る事業場について同条第四項の認定による変更の認定を含む。次条において同じ。)を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

(認定の取消し)

**第三十九条の二十三** 國土交通大臣は、第三十九条の二十第四項の認定を受けた特定船舶導入計画(同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。)が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つていいないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

2 公庫は、前項の認可を受けたときは、あらかじめ、國土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様

3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、実施方針に従つて導入促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

**第三十九条の二十六** 國土交通大臣及び財務大臣は、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「導入促進業務」といふ。)に関し、次の各号のいずれにも適合する

と認められる者を、その申請により、導入促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に適合し、かつ、導入促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、導入促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以下「指定」といふ。)を受けようとする者は、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入

5 特定船舶導入計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が國土交通省令で定める基準に適合するものであること。

6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

(先進船舶導入等計画の認定の特例)

7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

(導入促進円滑化業務の実施に関する方針)

**第三十九条の二十五** 公庫は、特定船舶導入促進基本方針に即して、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、導入促進円滑化業務の実施方針及び実施条件その他導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針(以下この条及び次条において「実施方針」という。)を行ふことができる。

機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つたる業務及びこれに附帯する業務(次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五において「導入促進円滑化業務」という。)における業務及びこれに附帯する業務(次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五において「導入促進円滑化業務」という。)を実行するものとするときは、(以下「指定」といふ。)が認定を受けた船舶運航事業者等(以下この章において「認定船舶運航事業者等」といふ。)は、當該認定に係る特定船舶導入計画を作成して、國土交通大臣の認定を申請するところにより、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つたる業務及びこれに附帯する業務(次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五において「導入促進円滑化業務」という。)を実行するものとするときは、(以下「指定」といふ。)が認定を受けた船舶運航事業者等(以下この章において「認定船舶運航事業者等」といふ。)は、當該認定に係る特定船舶導入計画を作成して、國土交通大臣の認定を申請するところにより、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程（次項及び第三十九条の二十八において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

業務規程には、導入促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならぬ。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの（指定の公示等）

第三十九条の二十七 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は導入促進業務を行なう営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は導入促進業務を行なう営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

第三十九条の二十八 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

業務規程には、導入促進業務の適正かつ確実な実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの（指定の公示等）

第三十九条の二十九 公庫は、導入促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受ければならない。これを変更するときも、同様とする。（監督命令）

（帳簿の記載）

第三十九条の三十 指定金融機関は、導入促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十九条の三十一 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めることは、指定金融機関に対し、導入促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（業務の休廃止）

第三十九条の三十二 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するとときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が導入促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

第三十九条の三十三 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第三十九条の二十六第四項の業務規程が導入促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（協定）

第三十九条の二十九 公庫は、導入促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受ければならない。これを変更するときも、同様とする。（監督命令）

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第三十九条の三十五 導入促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、導入促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十一条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条（同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号）第十二条に規定する特定事業促進円滑化業務等及び該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。（指定金融機関に対する報告の微収等）

第三十九条の三十六 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等及び該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。（指定金融機関に対する報告の微収等）

第三十九条の三十七 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条の三十三 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第三十九条の二十六第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはは処分に違反したとき。

2 導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

第三十九条の三十四 指定金融機関について、第三十九条の三十二第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第三十九条の三十五 導入促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、導入促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十一条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務等及び該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。（指定金融機関に対する報告の微収等）

第三十九条の三十六 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等及び該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。（指定金融機関に対する報告の微収等）

第三十九条の三十七 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる





一 第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十一条の規定に違反したとき。

三 第十五条（第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第三十二条の十九又は第三十二条の三十二条（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え置かず、又は帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第三十二条の二十二第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

六 第三十二条の三十六の規定による届出をしないで安全統括管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第三十二条の四十第二項において準用する第三十二条の三十六の規定による届出をしないで、運航管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第三十二条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第三十九条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第三十九条の三十九条の三十九条の三十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

十二 第三十九条の三十二第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

十三 第三十九条の三十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第三十九条の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第五十三条 第二十三条の一の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に處する。

十六 第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

十七 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に處する。

一 第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号及び第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第四十八条（第二号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号及び第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第四十八条（第二号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

三 第五十五条 第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十九第二項において準用する第三十二条の三十六の規定による届出をしないで運航管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第十二条の五において準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

二 第十一条第三項（第十九条の六第二項及び第十二条の五において準用する場合並びに第十二条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

三 第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして、貨物専用定期航路事業を営んだ者

五 第二十条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、貨物専用定期航路事業を営んだ者

六 正当な理由がなく、第三十二条の六の規定による命令に違反して、事業を廃止した者

七 正当な理由がなく、第三十二条の十の規定による命令に違反して、運航管理者資格者証を返納しなかつた者

八 この法律施行の際現に定期航路事業以外の海上運送事業を営んでいる者は、省令の定める手続により、この法律施行の日から六十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

九 この法律施行の際に職業として検数等に從事している者は、この法律施行の日から六十日以内に、第三十五条の規定による登録を受けて検数等に從事する者とみなす。

十 改正前の臨時船舶管理法に関する罰則の適用については、なお從前の例による。

十一 第三十九条の三十九条の三十九条の三十九条の十六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

一二 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者は

一 第三十二条の三十三第二項（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二 第三十二条の三十三第二項後段の規定は、この法律施行の日のから四年を経過した日にその効力を失う。但し、そのときまでにした行為にに対する罰則の適用については、そのとき以後もなおその効力を有する。

三 第二項の規定若しくは第二十三条第一項の二第二項の規定若しくは第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

四 第二項の規定若しくは第二十三条第一項の二第二項の規定若しくは第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

五 第二項の規定若しくは第二十三条第一項の二第二項の規定若しくは第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

六 第二項の規定若しくは第二十三条第一項の二第二項の規定若しくは第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

七 第二項の規定若しくは第二十三条第一項の二第二項の規定若しくは第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

八 この法律施行の際現に定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内に改正後の同条の規定により新たに旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、同条の改正規定の施行の日から六十日以内に、海上運送法第三条第一項の規定にかかるわらず、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。

九 この法律施行の際現に定期航路事業を営んでいた場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間内に、当該航路について定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。



(経過措置)

**第十一條** この法律の施行の際現に附則第三条の規定による改正前の海上運送法（以下「旧海上運送法」という。）第二条第八項の海上運送取扱業について旧海上運送法第三十三条（旧海上運送法第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する旧海上運送法第二十条第一項の届出をしている者は、施行日から三月間（次項の規定により届出書を提出した日までの間）は、第二十三条の登録を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

**2** 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第二十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該事業の計画その他運輸者令で定める事項を記載した書類を添付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運送取次事業について第二十三条の登録を受けたものとみなす。

**3** 運輸大臣は、前項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録については、同項の規定により提出された届出書に記載された第二十四条第一項各号に掲げる事項及び第二十五条第一項第二号に掲げる事項を運送取次事業者登録簿に記載することにより行うものとする。

**第二十二条** 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第十八条第一項の規定又は前条第二項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者であつて、これらの規定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業についてそれが二以上上の許可又は登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可又は登録を一の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

**第二十三条** 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十二条第一項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者についての第二十一条第一項及び第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適用については、これらが規定中「該当するに至つたとき」とあるのは、「該当していたことが

判明したとき又はいずれかに該当するに至つたとき」とする。

**第二十五条** 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法

（附則第二十八条において「旧海上運送法等」という。）又はこれらに基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第七条から第十五条まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前

条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

**第二十六条** この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業に該当する事業を経営している外国人等は、施行日から六月間は、第三十五条第一項の許可を受けないで、当該事業を引き続き経営することができる。その者がその期間内に当該事業について同項の許可の申請をした場合において、その許可をする旨又はその許可をしない旨の通知を受ける日までの間にについても、同様とする。

**第二十七条** この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業に該当する事業を経営している外国人等又は旧航空法第百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業（貨物の運送の取次ぎに係るものに限る。）の届出をしている外国人等（以下「外国人航空運送取扱業者」という。）は、施行日から六月間は、第四十一条第一項の登録を受けた上で、当該事業を引き続き（外国人航空運送取扱業者にあつては、従前の例により引き続き経営することができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

**第二十九条** この法律の施行の際現に第五十二条の同項の規定の適用については、同項中「その成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

**第三十条** この法律の施行前にした行為及び附則第七条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第十八条第一項又は第二十二条第一項の規定により第三条第一項の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

**第三十一条** 附則第七条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄**

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

**第三十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

**第三十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

**第三十五条** この法律の施行の際現にされている旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新海上運送法第八条第一項の省令で定める料金若しくは同条第二項に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金に係るもの又は同条第三項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。

**第三十六条** 第三十一条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第三十七条** 第三十五条の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新海上運送法第八条第一項の省令で定める料金若しくは同条第二項に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金に係るもの又は同条第三項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。

**第三十八条** 第三十六条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第三十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第八条、第十一條、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四十条** 第二十九条から第三十条まで及び第三十二条から第三十五条までの規定並びに附則第十二条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（海上運送法の一部改正に伴う経過措置）

**第十九条** 第三十五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法（以下この条において「旧海上運送法」という。）第八条第

一項（旧海上運送法第二十三条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十五条の規定による改正後の海上運送法（以下この条において「新海上運送法」という。）第八条第一項（新海上運送法第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の省令で定める料金若しくは新海上運送法第八条第二項（新海上運送法第二十三条の二第二項において准用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金又は新海上運送法第八条第三項（新海上運送法第二十三条の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業に該当するもの又は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

**附則（平成六年一月一日法律第九七号）抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第二条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**第三条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

**第四条** 第三十三条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第五条** 第三十五条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第六条** 第三十六条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第七条** 第三十七条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第八条** 第三十八条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第九条** 第三十九条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十条** 第四十一条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十一条** 第四十二条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十二条** 第四十三条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十三条** 第四十四条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十四条** 第四十五条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十五条** 第四十六条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十六条** 第四十七条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十七条** 第四十八条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十八条** 第四十九条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第十九条** 第五十条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十条** 第五十一条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十一条** 第五十二条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十二条** 第五十三条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十三条** 第五十四条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十四条** 第五十五条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十五条** 第五十六条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十六条** 第五十七条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十七条** 第五十八条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十八条** 第五十九条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第二十九条** 第六十条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第三十条** 第六十一条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

**第三十一条** 第六十一条の規定の施行の際現にされたる新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該  
各号に定める日から施行する。

第二条 第二条及び附則第三条の規定  
から起算して三月を超えない範囲内において政  
令で定める日  
(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定  
による改正前の海上運送法(以下この条において  
「旧海上運送法」という)第二十三条の二第一  
項において準用する旧海上運送法第八条第  
一項の規定により認可を受けている運賃及び料  
金であって、第二条の規定による改正後の海上  
運送法(以下この条において「新海上運送法」  
といふ)第二十一条第二項に規定する遊覧旅  
客不定期航路事業(以下この条において「遊覧  
旅客不定期航路事業」という)に係る運賃及  
び料金に該当するものは、新海上運送法第二十  
三条の規定により届け出た運賃及び料金と  
みなす。

第四条 第二条の規定の施行の際現にされている旧海  
上運送法第二十三条の二第二項において準用す  
る旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃  
及び料金の認可の申請であつて、遊覧旅客不  
定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、  
新海上運送法第二十三条の三の規定によりした  
届出とみなす。

第五条 第二条の規定の施行前に旧海上運送法第二十  
三条の二第二項において準用する旧海上運送法  
第八条第二項又は第三項の規定によりした届出  
であつて、遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃  
及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三  
条の規定によりした届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定  
について、当該各規定)の施行前にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

(政令への委任)  
第一条 附則第二条から前条までに定めるもの  
ほか、この法律の施行に関して必要となる経過  
措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政  
令で定める。

附 則 (平成八年六月二一日法律第九九  
号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六  
月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による  
改正前の海上運送法(次項において「旧法」と  
いふ)第四十四条の二の規定による許可を受  
けている者がする当該許可に係る譲渡又は貸渡  
については、この法律による改正後の海上運  
送法第四十四条の二及び第四十四条の三の規定  
は、適用しない。

第三条 この法律の施行前に旧法第四十四条の二第一  
項の規定によりされた申請に係る譲渡又は貸渡  
しについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第  
二項の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

第五条 (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月  
を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附  
則第三条第一項及び第四条第一項の規定により  
な効力を有することとされる場合並びに附則  
第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一  
項の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

(政令への委任)  
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の  
日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。

(一般旅客定期航路事業に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による  
改正前の海上運送法(以下「旧法」という)  
第三条第一項の免許を受けている者は、この法  
律による改正後の海上運送法(以下「新法」と  
いふ)第三条第二項の事業計画のうち、新法第三条第  
二項第二号の事業計画に該当する部分は同号の  
事業計画と、同条第三項の船舶運航計画に該當

する部分は同項の船舶運航計画と、新法第六条  
の船舶運航計画に該当する部分は同条の規定に  
より届け出た船舶運航計画とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第八条第一  
項の認可を受けている運賃及び料金又は同条第  
二項若しくは第三項の規定により届け出た運賃  
及び料金は、省令で定めるところにより、新法  
第八条第一項の規定により届け出た運賃及び料  
金又は同条第三項の認可を受けた運賃の上限と  
みなす。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧法  
第一項の運賃及び料金の届出又は同条第三  
項の運賃の上限の認可の申請とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及び料  
金の届出又は同条第二項の船舶運航計  
画の変更の認可の申請とみなす。

第六条 この法律の施行前に旧法第十一條  
第一項の事業計画の変更の認可の申請、新法第  
十二条の二第一項の規定によりした船舶運航計  
画の変更の届出又は同条第二項の船舶運航計  
画の変更の認可の申請とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧法第十五條第一  
項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は  
廃止については、なお従前の例による。

(自動車航送貨物定期航路事業に関する経過措  
置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第二十一  
条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を  
受けている者は、新法第十九條の五第一項の規  
定により人の運送をする貨物定期航路事業の届  
出をしたものとみなす。

第九条 この法律の施行の際現に新法第四十三  
条の規定により新たに人の運送をする船舶運航事  
業(旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業  
を除く。)となる事業を営んでいる者は、施行  
日から二月間は、新法第十九條の五第一項及び  
第二十条第二項の規定にかかるわらず、当該事業  
を従前の例により引き続き営むことができる。

(处分、手続等に関する経過措置)

第十条 附則第二条から前条までに定めるものの  
ほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処  
分、手續その他の行為で、新法中相當する規定  
があるものは、省令で定めるところにより、新  
法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附  
則第五条の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(政令への委任)  
第一条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要となる経過  
措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政  
令で定める。

その期間内に新法第三条第一項の許可を申請し  
た場合において、その期間を経過したときは、  
その申請について許可をする旨又はしない旨の  
通知を受ける日までの期間についても、同様と  
する。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第二十三条  
の二第二項において準用する旧法第八条第一項  
の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第二  
十三条の二第二項において準用する旧法第八条  
第二項若しくは第三項若しくは旧法第二十三条  
の三の規定により届け出た運賃及び料金は、省  
令で定めるところにより、新法第二十三條にお  
いて準用する新法第八条第一項の規定により届  
け出た運賃及び料金とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第八条第一  
項の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第二  
十三条の二第二項において準用する旧法第八条  
第二項若しくは第三項若しくは旧法第二十三条  
の三の規定により届け出た運賃及び料金は、省  
令で定めるところにより、新法第二十三條にお  
いて準用する新法第八条第一項の規定によりした運  
賃及び料金の届出とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第八条第一  
項の運賃及び料金の認可の申請は、省令で  
定めるところにより、新法第二十三條において  
准用する新法第八条第一項の規定によりした運  
賃及び料金の届出とみなす。

第五条 この法律の施行前に旧法第十五條第一  
項の規定によりした船舶運航計画の変更の認  
可の申請とみなす。

第六条 この法律の施行前に旧法第二十一  
条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を  
受けている者は、新法第十九條の五第一項の規  
定により人の運送をする貨物定期航路事業の届  
出をしたものとみなす。

(自動車航送貨物定期航路事業に関する経過措  
置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附  
則第五条の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に對する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(政令への委任)  
第一条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要となる経過  
措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政  
令で定める。

(検討)  
第十三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十一條の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一一年六月二三日法律第八  
(施行期日) ○号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の海上運送法(第三項において「旧法」という)第二十九条の届出をした協定、契約又は共同行為(同項に規定するものを除く。)については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定でこの法律による改正後までの協定のいづれかに該当するものについては、一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前項に規定する期間内において、新法第二十九条第一項の認可の申請をすることができる。この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があつたときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際に存する旧法第二十九条の届出をした協定、契約又は共同行為で新法第二十八条第四号に該当するものについては、新法第二十九条の二第一項の届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一一年二月二二日法律第六  
(施行期日) 一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則)抄

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日

平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一四年五月三一日法律第五  
(施行期日) 一号) 抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一四年五月三一日法律第五  
(施行期日) 四号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対する申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても、前項の基本的な方針の策定に係る事項については、運輸審議会は、第十条中国土交通省設置法第十五条第一項の改正規定の施行前ににおいても処理することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)  
第七条 附則第二条から前条までに規定するもの(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇  
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年六月九日法律第八四  
(施行期日) 一六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年九月一一日法律第八八  
(施行期日) 八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年六月二六日法律第四八号(附則)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二九年四月二一日法律第二  
(施行期日) 一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一八年三月三一日法律第一  
(施行期日) 九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二〇年六月六日法律第五  
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二〇年五月三一日法律第五  
(施行期日) 一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十六号)の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の道路運送法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 国土交通大臣は、第一条、第二条及び第五条から第九条までの規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の鉄道事業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十一条の二(第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の軌道法第二十六条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の道路運送法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十四条の二(第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の軌道法第二十六条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の海上運送法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十五条の二(第二条の規定による改正後の海上運送法第二十五条の二、第八条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十六条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十七条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十八条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十九条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十一条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十二条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十三条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十四条の二(第二条の規定による改正後の航空法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二〇年六月六日法律第五  
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二〇年五月三一日法律第五  
(施行期日) 一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二〇年五月三一日法律第五  
(施行期日) 一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十六号)の施行の日前まで、第一条の規定による改正後の海運支局の事務所の長(以下「海運支局長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二条 第百三十五条の二(第二条の規定による改正後の海上運送法第二十五条の二、第八条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十六条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十七条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十八条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百三十九条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十一条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十二条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十三条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十四条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十五条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十六条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 第百四十七条の二(第二条の規定による改正後の内航海運業法(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第四号の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十六条第四号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の三の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第五十六条第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中船員法第百条の六第一項の改正規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）、第六条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）、第六条第二項第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定（附則第二十一条の規定、附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び効率化的促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則二十四条の規定（同法第二十七条の十九の改正規定（第十五条）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）、第十二条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律）の規定

第八十一号) 第十九条の三の改正規定(「第八一条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第十七条及び第二十条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)第五十三条中海上運送法第十条の三の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第五十条第七号の改正規定(第七項)を「第十条の八」に改める部分に限る。)、同条第八号の改正規定(第十条の三第五項〔「第十条の四第一項若しくは第三项〔「第十条の六第三項(これらの規定を「」に改める部分に限る。)並びに附則第八条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)前条第一号に掲げる規定の施行に伴う経過措置

3 第二号施行日から前条第三号に掲げる規定による改正前の海上運送法(次項において「旧海上運送法」という。)第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る旅客不定期航路事業(総トン数(船舶のトン数の測度)に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。)二十分未満の船舶のみをその用に供するもの(以下この条において「小型船舶旅客不定期航路事業」という。)を除く。)を営んでいるものは、この法律の施行の日(次項及び次条において「施行日」という。)に、第一号許可(第二条の規定による改正後の海上運送法(以下この条及び附則第五条において「新海上運送法」という。)第二十一条第六項に規定する第一号許可をいう。次項において同じ。)を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧海上運送法第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る小型船舶旅客不定期航路事業を営んでいるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間(その者が当該期間内に当該許可に係る航路について第一号許可の申請をした場合には、当該申請に係る航路について第一号許可の処分があるまでの間又はその者が当該期間内に第五項の認可の申請をした場合には、当該申請について認可若しくは認可の拒否の処分があるままで)は、第二号許可(新海上運送法第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下の條において同じ。)を受けないでも、引き続き当該小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる。

3 前項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合にあっては、その者を第二号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けた者とみなしして、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項、第十九条の十一、第十九条の十三第一項及び第十九条の十四(第三号に係る部分を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、第四号改正後海上運送法第十九条の十六の規定(同条において準用する規定に係る罰則を含む。)並びに第四号改正後海上運送法第十九条の十七の規定を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十七条)の施行の日(以下この条及び附則第七条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第一百三十一条の二の規定の適用については、これららの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第二十一条の五において準用する新海上運送法第十七条の規定による事業の廃止の命令は、新海上運送法の規定による許可の取消の処分とみなす。

5 第二項の規定により引き続き小型船舶旅客定期航路事業を営むことができる場合には、その者は、国土交通省令で定めるところにより、当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路ごとに、新海上運送法第二十一条第二項第三号に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項第二号に規定する安全人材確保計画を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けることができるとする。

6 前項の規定により認可を受けた者は、当該認可に係る航路について、当該認可を受けた日に第二号許可を受けたものとみなす。

7 新海上運送法第四条(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の規定は、第五項の認可について準用する。

第五条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七条)の施行の日(以下この条及び附則第七条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第一百三十一条の二の規定の適用については、これららの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の五一第一項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営んでいる者は、第四号改正後海上運送法第二十一条第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間は、第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該人

の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる。

前項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十一条第一項の登録を受けた者とみなして、同一条第二項（第四号改正後海上運送法第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九、第十九条の十第二項、第十九条の十二、第十九条の十三第二項、第十九条の十四（第三号に係る部分に限る。）並びに第十九条の十五の規定（第六項において「登録関係規定」という。）を準用する部分を除く。）及び第三項の規定（これららの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは、「海上運送法等に係る事項」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）」の規定による届出をした事項」と、第十四条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とす。

第一項、第三項又は第五項に規定する者が、当該届出に係る対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を、第四号施行日の三十日前の日から第四号施行日の前日までの間に廃止したる。

第一項、第三項又は第五項に規定する第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正後海上運送法第二十二条第二項による届出をして人の運送をする不定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該事業の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第二十二条第二項（登録関係規定を準用する部分を除く。）及び第三項から第五項までの規定（これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）

を適用する。この場合において、同条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）」の規定（同法附則第一号から第四号までに掲げる改正規定を除く。）による改正前の第二十条第二項（第四項において引用する場合を含む。）の規定による届出をした事項」と、第十四条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とす。

第一項、第三項又は第五項に規定する者が、当該届出に係る対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を、第四号施行日の三十日前の日から第四号施行日の前日までの間に廃止したる。

第一項、第三項又は第五項に規定する第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四、第四項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による事業の廃止の命令は、第四号改正後海上運送法の規定の適用については、第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による登録の取消しの処分とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の第五第一項による事業の廃止をして不定期航路事業を営んでいた者は、それぞれ第四号改正後海上運送法第二十二条第二項の二第一項の規定による届出又は第四号改

正後海上運送法第二十三条第一項の規定による届出をした者とみなす。

附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者、第三条の規定による実務の経験その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者とする。

第八条 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、第五号施行日から起算して一年を経過する日までは、これらの規定中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者又は運航管理者としての実務の経験その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者」とする。

一 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者、第三条の規定による実務の経験その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者とする。

二 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業を

いう。）の許可を受けている者 第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

三 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に对外旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する对外旅客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第一項に規定する者を含む。） 第五号改正後海上運送法第十九条の十六第一項（附則第六条第二項（第六項において引用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「から第十条の八まで」とあるのは、「第十条の三」とする。

四 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に貨客定期航路事業（海上運送法第二条第七項に規定する貨客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第三項に規定する者を含む。） 第五号改正後海上運送法第二十条第一項（附則第六条第四項の規定により適用する場合を含む。） 第五号改正後海上運送法第十条の四第一項において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

五 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に旅客不定期航路事業（海上運送法第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業をいう。）の許可を受けている者（附則第三条第二項に規定する者を含む。） 第五号改正後海上運送法第十条の四第一項において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

六 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

七 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において准用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

八 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において准用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

九 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において准用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

十 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において准用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

十一 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第六号において同じ。）において准用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

運航に関する実務の経験を有している者」とする。

- 一 前項第一号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
  - 二 前項第二号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
  - 三 前項第三号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第十九条の十六第一項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
  - 四 前項第四号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
  - 五 前項第五号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
  - 六 前項第六号に掲げる者 第五号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項
- (罰則に関する経過措置)
- 第九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為、附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る)の施行後にしてた行為並びに附則第六条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る)の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (政令への委任)
- 第十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)
- 第十一條** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。